

新型コロナウイルス感染症にかかる 傷病手当金支給期間延長について

傷病手当金の支給に対する適用期間については令和2年1月1日から令和4年6月30日の間とされていましたが、**令和4年9月30日まで期間が延長となりました。**

- 下記①～④**全て**該当され、支給申請される場合は事務局までお電話をお願い致します。

① 令和2年1月1日から現在まで、当組合に加入している。
(または加入していた。)



② 加入期間中、**給与**の支払いを受けていた期間がある。
※ 個人事業主を除く



③ 新型コロナウイルス感染症に感染または疑いで療養の為3日連続して仕事を休んだ期間(以下、待機期間)がある。

* 対象期間：令和2年1/1～令和4年9/30



④ 待機期間後の休みのうち、給与が無給もしくは減額となった。



**①～④全てに該当している場合
傷病手当金の支給対象である可能性があります。**

- ・ 下記の担当係までご連絡ください。
- ・ 支給申請に必要な書類を送付させていただきます。
- ・ 提出書類を確認の上、支給・不支給決定を致します。

«この件に関するお問い合わせ»

大阪府小売市場国民健康保険組合 資格係

電話 06-6942-1691